



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- 雑所得は、「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」に区分されます。

● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

⇒ 「**業務**に係る**雑所得**」に該当

令和4年分以後の所得税において、

- ・前々年の業務に係る収入金額が300万円を超える場合、**現金預金取引等関係書類（作成・受領した請求書、領収書その他書類）を保存**する必要があります。
- ・前々年の業務に係る収入金額が1,000万円を超える場合、その年分の**確定申告書に収支内訳書を添付**する必要があります。

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒ 「**その他の雑所得**」に該当

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「**一時所得**」に該当

上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が**20万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、所得が20万円以下であっても確定申告が必要です。